

【公表】

整理番号	3
契約番号	6農振財契第78号
件名	リアルタイムPCR装置の購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎2階 植物病原解析室
概要	リアルタイムPCR装置 一式 バイオ・ラッドラボラトリーズ株式会社製 CFX Opus 96 リアルタイムPCRシステム 12011319J1 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和6年8月30日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目014:理化学機械器具」に格付けされている者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年5月20日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和6年4月24日(水)午前10時から令和6年5月1日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0520

仕 様 書

1. 件名 リアルタイム PCR 装置の購入
2. 納入場所 東京都立川市富士見町 3-8-1
(公財) 東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター
2F 植物病原解析室
3. 納入期限 令和 6 年 8 月 30 日
但し、納品日については別途協議を行う。
4. 購入物件 リアルタイム PCR 装置 一式
選定機種名 CFX Opus 96 リアルタイム PCR システム 12011319J1
(バイオ・ラッドラボラトリーズ株式会社製)
5. 基本仕様 (規格・性能)
 - (1) 温度制御方式
ペルチェ素子により温度制御を行うこと
 - (2) サンプル数
1 回の反応で 96 サンプルを検出できること
 - (3) 温度均一性
温度均一性が $\pm 0.3^{\circ}\text{C}$ 以内であること
 - (4) 温度正確性
温度正確性が $\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 以内であること
 - (5) グラジエント機能
1~24 $^{\circ}\text{C}$ の温度幅で 8 段階の温度グラジエント機能を有すること
 - (6) 検出波長
光源で LED を採用し、最適波長で LED6 個搭載していること
6. 支払い方法
機器設置、動作確認、完了検査の後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。
7. 暴力団等排除に関する特約事項については、別に定めるところによる。
8. 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9. 東京都グリーン購入推進方針について

本契約の履行において物品等の調達にあたっては、別紙の事項を遵守すること。

10. その他

- (1) 組み立て、設置、納品指導、運搬費用は契約額に含めること。
- (2) 組み立て及び設置に伴う光熱水費は財団の負担とする。
- (3) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
- (4) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (5) 受託者は、建造物等に損害を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに現状復旧すること。
- (6) 本仕様の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議し決定する。

連絡先

〒190-0013

東京都立川市富士見町3丁目8番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 生産環境科

病害・虫害管理研究チーム

TEL042-528-0520

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTTP の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの